

- 2 保健医療計画評価推進部会の委員は、審議会委員8人以内、専門委員10人以内及び第5条第3項に定める者とする。
- 3 予め審議会の認めた事項についての保健医療計画評価推進部会の決議は、審議会の決議とする。

(医療従事者確保推進部会)

- 第8条 医療従事者確保推進部会は、高知県における医療の確保を目的に、医師確保等に関する事項を調査審議する。
- 2 医療従事者確保推進部会は、医療法第30条の12に規定する「協議の場」として運営するものとする。
 - 3 医療従事者確保推進部会の委員は、審議会委員8人以内、専門委員10人以内及び第5条第3項に定める者とする。
 - 4 予め審議会の認めた事項についての医療従事者確保推進部会の決議は、審議会の決議とする。

(附則 略)

附則

この要綱は、平成24年9月10日から施行する。

- 2 保健医療計画評価推進部会の委員は、審議会委員8人以内、専門委員10人以内、及び第5条第4項に定める者とする。

(医療従事者確保推進部会)

- 第8条 医療従事者確保推進部会は、高知県における医療の確保を目的に、医師確保等に関する事項を調査審議する。
- 2 医療従事者確保推進部会は、医療法第30条の12に規定する「協議の場」として運営するものとする。
 - 3 医療従事者確保推進部会の委員は、審議会委員8人以内、専門委員10人以内、及び第5条第4項に定める者とする。

(附則 略)

(参考) 改正案と現行の対照表

【改正案】

高知県医療審議会要綱 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の22の規定に基づき、高知県医療審議会(以下「審議会」という。)の運営に必要な事項について定める。

(部会)

第5条 審議会に医療法人部会、保健医療計画評価推進部会及び医療従事者確保推進部会を置く。

2 部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、審議会に関する規定を準用する。

3 専門の事項を調査審議させるため特に必要があるときは、保健医療計画評価推進部会及び医療従事者確保推進部会に、医療審議会委員及び専門委員以外の者を置くことができる。

4 前項に定める者の任命、任期等についての事項は、専門委員に関する規定(医療法施行令第5条の19第2項から第4項まで及び同条の21第2項の規定)を準用する。

(医療法人部会)

第6条 医療法人部会は、医療法人に関する事項を調査審議する。

2 医療法人部会の委員は、審議会委員8人以内とする。

3 医療法人部会の決議は、審議会の決議とする。

(保健医療計画評価推進部会)

第7条 保健医療計画評価推進部会は、保健医療計画の着実な進行を図るため、計画期間の県内全体における継続的な評価や進行政管理、次期計画の策定に関する事項を調査審議する。

【現行】

高知県医療審議会要綱 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の17及び第5条の18の規定に基づき、高知県医療審議会(以下「審議会」という。)の運営に必要な事項について定める。

(部会)

第5条 審議会に医療法人部会、保健医療計画評価推進部会及び医療従事者確保推進部会を置く。

2 部会の決議は、審議会の決議とする。

3 部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、審議会に関する規定を準用する。

4 専門の事項を調査審議させるため特に必要があるときは、保健医療計画評価推進部会及び医療従事者確保推進部会に、医療審議会委員及び専門委員以外の者を置くことができる。

5 前項に定める者の任命、任期等についての事項は、専門委員に関する規定(医療法施行令第5条の19の第2項から第4項までの規定)を準用する。

(医療法人部会)

第6条 医療法人部会は、医療法人に関する事項を調査審議する。

2 医療法人部会の委員は、審議会委員8人以内とする。

(保健医療計画評価推進部会)

第7条 保健医療計画評価推進部会は、保健医療計画の着実な進行を図るため、計画期間の県内全体における継続的な評価や進行政管理、次期計画の策定に関する事項を調査審議する。

高知県医療審議会要綱（現行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の17及び第5条の18の規定に基づき、高知県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項について定める。

（会長）

第2条 審議会は会長が議長となる。

（副会長）

第3条 審議会に副会長を置く。

- 2 副会長は、審議会委員の互選により定める。
- 3 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を行う。

（会議録）

第4条 会長は議事録を作成し、会長の指名する審議会委員2名が署名する。

（部会）

第5条 審議会に医療法人部会、保健医療計画評価推進部会及び医療従事者確保推進部会を置く。

- 2 部会の決議は、審議会の決議とする。
- 3 部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、審議会に関する規定を準用する。
- 4 専門の事項を調査審議させるため特に必要があるときは、保健医療計画評価推進部会及び医療従事者確保推進部会に、医療審議会委員及び専門委員以外の者を置くことができる。
- 5 前項に定める者の任命、任期等についての事項は、専門委員に関する規定（医療法施行令第5条の19の第2項から第4項までの規定）を準用する。

（医療法人部会）

第6条 医療法人部会は、医療法人に関する事項を調査審議する。

- 2 医療法人部会の委員は、審議会委員8人以内とする。

（保健医療計画評価推進部会）

第7条 保健医療計画評価推進部会は、保健医療計画の着実な進行を図るため、計画期間の県内全体における継続的な評価や進行管理、次期計画の策定に関する事項を調査審議する。

- 2 保健医療計画評価推進部会の委員は、審議会委員8人以内、専門委員10人以内、及び第5条第4項に定める者とする。

(医療従事者確保推進部会)

第8条 医療従事者確保推進部会は、高知県における医療の確保を目的に、医師確保等に関する事項を調査審議する。

2 医療従事者確保推進部会は、医療法第30条の12に規定する「協議の場」として運営するものとする。

3 医療従事者確保推進部会の委員は、審議会委員8人以内、専門委員10人以内、及び第5条第4項に定める者とする。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、高知県健康政策部医療政策・医師確保課に置く。

付則

第1条 この要綱は、昭和61年8月29日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成元年7月28日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成9年8月26日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成12年11月13日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成18年4月25日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成20年6月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

高知県医療審議会要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の2.2の規定に基づき、高知県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項について定める。

（会長）

第2条 審議会は会長が議長となる。

（副会長）

第3条 審議会に副会長を置く。

2 副会長は、審議会委員の互選により定める。

3 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を行う。

（会議録）

第4条 会長は議事録を作成し、会長の指名する審議会委員2名が署名する。

（部会）

第5条 審議会に医療法人部会、保健医療計画評価推進部会及び医療従事者確保推進部会を置く。

2 部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、審議会に関する規定を準用する。

3 専門の事項を調査審議させるため特に必要があるときは、保健医療計画評価推進部会及び医療従事者確保推進部会に、医療審議会委員及び専門委員以外の者を置くことができる。

4 前項に定める者の任命、任期等についての事項は、専門委員に関する規定（医療法施行令第5条の19第2項から第4項まで及び同条の21第2項の規定）を準用する。

（医療法人部会）

第6条 医療法人部会は、医療法人に関する事項を調査審議する。

2 医療法人部会の委員は、審議会委員8人以内とする。

3 医療法人部会の決議は、審議会の決議とする。

（保健医療計画評価推進部会）

第7条 保健医療計画評価推進部会は、保健医療計画の着実な進行を図るため、計画期間の県内全体における継続的な評価や進行管理、次期計画の策定に関する事項を調査審議する。

2 保健医療計画評価推進部会の委員は、審議会委員8人以内、専門委員10人以内及び第5条第3項に定める者とする。

3 予め審議会の認めた事項についての保健医療計画評価推進部会の決議は、審議会の決議とする。

(医療従事者確保推進部会)

第8条 医療従事者確保推進部会は、高知県における医療の確保を目的に、医師確保等に関する事項を調査審議する。

2 医療従事者確保推進部会は、医療法第30条の12に規定する「協議の場」として運営するものとする。

3 医療従事者確保推進部会の委員は、審議会委員8人以内、専門委員10人以内及び第5条第3項に定める者とする。

4 予め審議会の認めた事項についての医療従事者確保推進部会の決議は、審議会の決議とする。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、高知県健康政策部医療政策・医師確保課に置く。

付則

第1条 この要綱は、昭和61年8月29日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成元年7月28日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成9年8月26日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成12年11月13日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成18年4月25日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成20年6月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年9月10日から施行する。

参 照 条 文

【医療法（昭和23年法律第205号）】抜粋

（都道府県医療審議会）

第71条の2 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

【医療法施行令（昭和23年政令第326号）】抜粋

第5条の16 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第5条の18 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の20 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

第5条の22 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。